

院内感染対策指針

作成日 平成19年 7月

第1 . 院内感染対策指針の目的

この指針は、院内感染の予防・再発防止策及び集団感染事例発生時の適切な対応など当院における院内感染対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的とする。

第2 . 院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染の防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは、医療提供施設にとって医療の安全対策上および患者サービスの質を保つ上にも重要なものと考えられる。

院内感染対策の必要性、重要性を全部署及び全職員に周知徹底し、院内共通の課題として積極的な取り組みを行う。

第3 . 院内感染対策のための組織及び体制

(1) 院内感染対策委員会

当院感染対策に関する院内全体の問題点を把握し改善策を講じるなど院内感染対策活動の中核的な役割を担うために、院内の組織横断的な院内感染対策委員会を設置する。

院内感染対策委員会は、病院長・副院長・事務長・総師長・薬局長・その他感染対策委員会が必要と認める者で構成する。

委員会は毎月1回程度開催する。緊急時は必要に応じて臨時委員会を開催する。

院内感染を予防するため、院内感染連絡票を月1回作成し、委員会で再確認すると同時に、全職員への情報提供を図る。

(2) 感染対策チーム（ICT）

院内感染対策に関する日常業務を遂行する感染対策チームを設置する。

チームは院内感染の現状把握に努め、巡回等によりアウトブレイクの予防・特定・制圧のため中心的に活動する。また現場での教育・啓蒙を行うとともに委員会への報告を行う。

第4 . 院内感染対策に関する職員研修についての基本方針

- (1) 院内感染対策のための基本的考え方及び具体的方策について、職員に周知徹底を図ることを目的に実施する。
- (2) 職員研修は、年 2 回程度定期的に全職員を対象に開催するほか、必要に応じて随時開催する。
- (3) 研修の開催結果又は外部研修の参加実績を記録・保存する。

第 5 . 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

- (1) 院内感染発生を疑われる事例が発生した場合には、主治医、病棟看護師長を通じて、委員長に通報する。
委員長は、詳細の把握に努め、必要な場合には感染対策チーム（ICT）、専門家の招集を行い、又は委員会を開催する。また、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施するために全職員への周知徹底を図る。
- (2) 報告の義務付けられている病気が特定された場合には、速やかに保健所に報告する。

第 6 . 院内感染発生時の対応に関する基本方針

- (1) 感染対策マニュアルに沿って手洗いの徹底、個人防護用具の使用など感染対策に常に努める。
疾患及び病態等に応じて感染経路別予防策（接触感染、飛沫感染、空気感染）を実施する。
- (2) 特定の感染症が院内集団発生した場合、保健所等と連携を取って対応する。

第 7 . 患者への情報提供と説明に関する基本方針

本指針は病院ホームページにおいて、患者又は家族が閲覧できるようにする。疾病の説明とともに感染防止の基本についても説明して、理解を得た上で協力を求める。

第 8 . その他院内感染対策推進のために必要な基本方針

- (1) 病院職員は、自らが院内感染源とならないため、定期健康診断を年 1 回以上受診し、健康管理に留意する。
- (2 「院内感染マニュアル」は、必要に応じて見直し、改訂結果は病院職員に周知徹底する。

以上